

## **[事案 29-235] 契約解除取消請求**

・平成 30 年 12 月 4 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人から「健康維持目的の注射・受診であれば告知の必要はない」と言われた等の理由により、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

募集人に勧められ、他社の既契約を解約のうえ、平成 27 年 9 月に契約した終身医療保険等 5 件の契約について、入院給付金等を請求したところ、肝臓の治療のため継続的に受診していた事実を告知していなかったとして、告知義務違反のため契約を解除されたが、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1)告知の際、募集人に疲労回復や健康維持目的でプラセンタ注射を受けている事実を告げたところ、プラセンタ注射のような健康を維持するための注射ならば告知しなくてよい旨の回答がなされた。
- (2)既往症の治療は完了しており、プラセンタ注射を受けている医師からも異常を指摘されたことはなく、治療行為も受けていない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知の際、募集人は申立人の主張するような発言をしていない。
- (2)仮に、「健康維持目的であれば、通院を告知しなくてよい」旨の発言が募集人からあったとしても、申立人の既往症は募集人に告げられておらず、上記前提による募集人の発言をもって告知をしなかったとすれば、申立人には不告知について重大な過失がある。
- (3)申立人のプラセンタ注射に対しては、健康保険も適用されており、病気の認識がなかったとは言えない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等について把握するため、申立人と告知時に同席した申立人配偶者、募集人に対し事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。